

全 員 協 議 会

令和5年4月24日(月)
時 分 ~ 時 分
(臨時会議終了後)
議 場

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、健康福祉部長

〔事務局〕 局長、次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の第一 (健康福祉部)
審判決について
- (2) その他

2 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の 第一審判決について

このことについて、判決内容及び今後の対応について下記のとおり報告します。

記

1 原告の請求要旨

浜田市（被告）は、当該事業を委託していた医療法人（補助参加人）に対し、2,065万7,000円を請求せよ。訴訟費用は被告の負担とする。

2 判決の主文

- (1) 被告は、補助参加人に対し、21万8,287円を請求せよ。
- (2) 原告らのその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用（補助参加にかかる費用を除く。）は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余は被告の負担とし、補助参加にかかる費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余は補助参加人の負担とする。

3 判決理由（概要）

(1) 平成28年12月9日以前

ア 看護師の常駐の有無の要否

浜田市の要綱では、原告の主張する看護師の常駐が求められていたと解することはできないため、原告の請求を棄却。

イ 看護師の適切なケアの有無

①診察時の立会いがあったこと、②看護師長が昼休憩等に直接児童の様子を確認をしていたこと、③保育士が内線で看護師を呼んでいたこと、④看護師は保育士に呼ばれた際に何らの指示もないまま保育室に来ないということはなかったこと等が認められるため、原告が主張する「配置」がなされていないと評価すべき状況とはいえないため、原告の請求を棄却。

(2) 平成28年12月10日以降

平成28年12月9日に浜田市が委託先医療法人に新しい要綱に基づく

よう依頼し、同法人がそれを了承したことから、平成 28 年 12 月 10 日以降は、新しい要綱を満たしているかどうかを検討することになる。

看護師が対象児童の病状を定期的に確認・把握できていれば足りるが、保育室では、看護師が児童の病状等を確認する時間等は決められておらず、どの看護師が確認するのも決められていなかったのであり、その状況は、「看護師間においても誰かがやってくれているだろうという考えが生じやすかったものと考えられ、看護師による対象児童の病状の定期的な確認・把握が実行されていたとは考え難い。」等として、委託先医療法人は「対象児童の病状等を定期的に確認・把握」という要件を満たしていたとはいえないと裁判所が判断。

(3) 保育士の配置状況が契約内容を満たしていたかどうか

原告が主張する契約内容に反していたとはいえないため、原告の請求を棄却。

(4) 損害の有無及び額

上述の(2)の債務不履行による損害は、看護師等 1 名の人件費相当額が損害と認められる。一方、保育室の利用者数や看護師の関わり の程度等を考慮して、同時期の原告ら主張の損害額である 87 万 3,148 円の 4 分の 1 とする。

4 今後の対応

令和 5 年 4 月 5 日付けで原告が広島高等裁判所松江支部に控訴したことから、市としては必要があれば附帯控訴を行うことを考えている。

※ 附帯控訴：被控訴人が控訴審の手続中に、控訴に附帯して原判決に対する不服を主張し、自己に有利に変更を求める申し立て。附帯控訴は相手方の控訴に従属するものであるから、相手方が控訴を取り下げたり、控訴が不適法として却下されたりした場合にはその効力を失う。